

再犯防止推進計画に対する見直しについて（堂本暁子）

1. 就労のための在所中からの教育、技術習得の充実

退所後、円滑な就業に結びつけるため、通信教育など在所中の教育の充実や IT（情報処理技術）関係訓練の充実など、雇用情勢に即した資格取得のための訓練や教育内容の見直しを検討・実施すること。

2. 更生保護施設の見直・充実について

更生保護施設については、「宿泊施設」としての機能だけではなく、更生保護施設を出て自立してからも、困難に直面した時などに、また戻ってきていろいろ相談できる「相談機能」の充実が必要です。

また、更生保護施設が不足しているために刑務所からの出所者が行き場がないケースがあると聞いています。そこで、法定期間を超えた支援も視野に、さらに事業者に対する財政的支援など法改正を含めて検討していく必要がある。

3. 薬物依存症対策

札幌刑務支所で実施している「女子依存症回復支援モデル事業（令和元年度を準備期間とし、令和5年度までの5年間）」を検証、充実させ、受刑期間中に、出所後も薬物に頼ることなく生活を送っていくための様々な知識や術を身に付け、円滑な社会復帰につなげるため、全国的に展開できる運用体制を構築すべきである。

4. 更生保護の一翼を担う保護司の確保

地域社会の中で、犯罪をした人や非行に走った人たちの立ち直りの支援などを行っている保護司は無報酬のボランティア（非常勤の国家公務員）ある。近年はその保護司の確保が難しいと聞いている。そこで更生保護行政の重要な役割を担っている保護司の確保のため、ボランティアから有償の専門的知識・経験を持つ民間人等の活用の早急な検討が必要である。

5. 地方公共団体との更なる連携強化

2019（令和元）年12月23日に犯罪対策閣僚会議で決定した「再犯防止推進計画加速化プラン」においては、2021（令和3）年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう国が支援するとの成果目標が設定されている。

法務省においては、地方公共団体に対して、各地域における再犯防止施策推進のために必要な地方公共団体別の各種データ等の情報提供、国及び地方公共団体間のネットワーク構築や情報共有を目的とした「市町村再犯防止等推進会議」や「都道府県再犯防止推進等推進会議」の開催、地方公共団体における地方再犯防止推進計画策定の標準的な手順や内容をまとめた「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の作成、さらに再犯防止

施策の推進を図るため、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までを事業期間として、合計36の地方公共団体に「地域再犯防止推進モデル事業」を委託・実施するなど、地方公共団体の支援を行っているが、今後より多くの地方公共団体が計画を策定・実施するためにも、引き続き、国は必要な情報の提供や技術的助言、財政支援を行うべきである。

さらに、地域における再犯防止施策の推進のため、地方公共団体や社会福祉協議会、地域生活定着支援センター、医療・福祉関係機関、弁護士、NPO／NGOなどの団体と警察、検察、矯正施設、保護観察所などがネットワークを構築し、相互に情報の共有や連携を図りながら必要な施策を実施するとともに、常に個別事例における具体的な課題の把握とその解決を図り、より実効性のある再犯防止施策を行うこと。

6. 求められる「更生支援」

地方公共団体が条例、計画を策定するに当たっては、犯罪をした者等の円滑な社会復帰をその目的、施策とするだけでなく、「共生のまちづくり」の一環として、自治体、関係機関、市民、民間支援団体等もその主体となり、それぞれの役割・連携・協力の下、市民が犯罪の被害者とならない安心・安全で活力ある共生社会が構築されることが重要である。これが「更生支援」の理念であり、これを条例・計画に盛り込むことが地域住民の理解を得るためにも、また、今後の国の再犯防止推進計画の見直しにおいても重要である。

以 上